

議案第101号

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部改正について

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例（平成15年静岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に、「2,000円」を「2,090円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「1,000円」を「1,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第3項の規定 公布の日

（2）別表の改正規定（「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める部分に限る。） 平成31年4月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表の規定に基づく静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。